

# 御船町農業委員会会議録

平成29年4月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 平成 29 年 4 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 10 日（月）午後 3 時 30 分から 5 時 00 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員（19 名）  
会 長 1 番 鶴野 幸典  
会長職務代理者 2 番 富田 早苗  
委 員 3 番 荒木 義一  
委 員 4 番 竹崎 幸雄  
委 員 5 番 山本 富士夫  
委 員 6 番 田中 安男  
委 員 7 番 緒方 顯治  
委 員 8 番 川地 良一  
委 員 9 番 上田 洋介  
委 員 10 番 山下 啓四郎  
委 員 11 番 後藤 博文  
委 員 12 番 藤村 俊治  
委 員 13 番 藤田 邦弘  
委 員 14 番 河地 友好  
委 員 15 番 芥川 誠  
委 員 16 番 藤本 隆盛  
委 員 17 番 松岡 信浩  
委 員 18 番 江藤 弘  
委 員 20 番 荒木 崇

### 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 7 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 8 議案第 22 号 平成 28 年度農業委員会事業実績・平成 29 年度計画について
- 9 耕作証明書発行について
- 10 その他

## 5. 農業委員会事務局職員

課 長 藤野 浩之  
係 長 山下 直樹  
主 事 白石 加奈子

### 1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。4月の定期異動に伴い、松永前事務局長の後任として、本年度よりお世話になることとなりました。藤野でございます、よろしく願いいたします。1年10ヶ月ぶりの農業委員会の事務局となりますが、何卒よろしく願いいたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成29年4月の総会を始めさせていただきます。本日は19名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会会議規則第6条に基づき委員さん19名の委員の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成29年4月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

### 2 会長挨拶

はい。こんにちは、只今、事務局長から挨拶がございました。今回の異動がございまして、藤野事務局長が、1年10ヶ月ぶりに戻ってこられました。我々の任期も後1年となりました。事務局長ともどもよろしく願いいたします。4月から新年度に変わりがして、私たちの任期も1年でございます。研修等々、昨年度より忙しくなると判断いたします。皆様方の協力をお願いいたします。昨年4月14・16日に熊本地震が発生いたしました。御船町といたしましても大変な状況でございました。早いものでまもなく1年を迎えることとなります。まだまだ、復興・復旧が進んでおりません。町自体も復旧工事が行われるという話も伺っております。一日も早い復旧を願いたいものです。農地におきましては、復興計画も整ってきてまいりました。田

畑は平成30年度には、計画として行われると伺っております。出来るだけ早くお願いしたいものです。耕作離れをしないように早めの復興をお願いしたいものです。総会終了後、歓送迎会がございます、全委員参加と伺っております。よろしく願いいたします。早速ではありますが、4月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。14番 河地委員 15番 芥川委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第18号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

### 3 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成29年4月10日提出御船町農業委員会長 鶴野 幸典 2ページをご覧ください。議案書3条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△㎡。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。1件1筆、町許可分の申請です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。3条申請で所有権移転1件1筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。こちらの申請につきましては、譲渡人が相続で取得した農地ですが、農業をされず譲受人が以前から耕作して管理していたのですが今回売買の話があり、申請に至った。それでは、机上配布しております農地法第3条の調査書に基づき説明いたします。第2項第1号(全部効率利用要件)につきましては、取得後は、野菜の栽培をする約束をされました。また、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第2項第4号(常時従事)要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められ

ます。第2項第5（下限面積）要件につきましても、年間作業日数も150日以上であり認められ、取得後の面積も50a以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第2項第7号地域との調和要件として、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。

以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。3条につきましては、担当委員の15番委員お願いいたします。

15 番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきましても、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ごさいませんか。

全委員 はい、ごさいません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきましても、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第19号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案19号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。平成29年4月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。4ページをご覧ください。今月の申請は、5件挙がっております。

議案書（4条）

① 物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目田 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇

理由4条許可（県）転用の目的 植林です。

② 物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

畑2筆 計△㎡

所有者の住所氏名 ○○県○○○郡○○町大字○○△番地  
○○ ○○

理由 4 条許可（県）転用目的 太陽光発電設備設置です。

③ 物件の表示 大字○○字○○△△番 地目田 面積△m<sup>2</sup>

所有者の住所氏名 大字○○△番地△ ○○ ○○

理由 4 条許可（県）転用の目的 植林の申請です。

④ 物件の表示 大字○○字○○△の一部 地目田 面積△m<sup>2</sup>  
の内△m<sup>2</sup>。

所有者の住所氏名 大字○○△△番地 ○○ ○○

理由 4 条許可（県）転用の目的 農業用倉庫です。

⑤ 物件の表示 大字○○字○○△△-△ 地目畑 面積△m<sup>2</sup>。

所有者の住所氏名 大字○○△△番地 ○○ ○○

理由 4 条許可（県）転用の目的 貸駐車場です。

以上 5 件の申請です。

議長 はい、ありがとうございます。4 条の申請 5 件でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。①に入る前に申請者の 11 番委員申し訳ございませんが、退室をお願いいたします。では①番の要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、5 ページをご覧ください。議案第 19 号受付番号①番。実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。現地は○○○から○○町へ行く道路がございます。これを下ったところが今回の申請地であります。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。場所につきましては、7 ページに載せております。この場所が、申請地であります。追認の転用申請であります。面積が△m<sup>2</sup>であります。転用目的として、役場より直線で△k m 位離れている。南側を河川、それ以外を山林に囲まれている。約 50 年前までは水田として利用していたが、機械も入らず、道路の幅員もなく耕作条件も悪いため、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現在のままの利用となり、特に資金は必要としないため問題ないと判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在し

ません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現在のままの利用であり、工期については特に問題ないと思われます。計画の妥当性は、田1筆△㎡であり、山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6ページに記載してあります給排水計画ではありますが、給水に関しましては、利用無しで、雨水に関しましては、地下浸透になります。雑排水・汚水排出予定はありません。8ページに配置図、排水計画図が記載してあります。9ページに追認でありますので、始末書が提出されております。10ページに現在の写真を載せてあります。ご確認ください。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。4条の山林への転用の申請でした。担当6番委員説明をお願いいたします。

6番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。  
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしです。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。11番委員入室いただくようお願いいたします。続きまして、  
②番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、11ページをご覧ください。議案第19号受付番号②番〇〇〇〇。

場所につきましては、〇〇の林道の〇〇線であります。その道から入った所です。以前も太陽光発電施設で申請が上がったところでもあります。農地の立地基準です。第2種農地と判断しております。面積は、△m<sup>2</sup>であります。申請地につきましては、役場より16kmほど離れており、周囲を山林に囲まれた農地であります。農地として両親が管理していたのですが、高齢のため管理が思うように出来なくなり、農地として存続することは難しいと判断した。このため、自然エネルギーとして周辺にも悪影響がない太陽光発電施設を設置する計画をし、また、土地の有効利用と地域の活性化につながると思い、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。自己資金及び借入金にて対応する計画であり、残高証明書、融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成29年5月1日から平成29年12月31日までの計画であり遅滞なく供することに問題はないと考えられます。計画面積の妥当性は、畑2筆△m<sup>2</sup>に太陽光発電施設にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を太陽光発電施設へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。13ページに記載してあります、給排水計画ではありますが、給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、従来通り自然浸透及び近くの側溝への自然流入とします。雑排水・汚水排出予定はありません。13ページに配置図、排水計画図が記載してあります。15ページに現場写真を掲載しております。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございました。太陽光発電施設申請でした。担当 6 番委員説明をお願いいたします。
- 6 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておりまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願いいたします。
- 以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③番の許可の要件等の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、実質審査表に基づき説明いたします。16 ページをご覧ください。議案第 19 号受付番号④番です。農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。場所につきましては、18 ページに載せております。〇〇の〇〇〇であります。この場所が、申請地であります。追認の転用申請であります。面積が△㎡であります。転用目的として、役場より直線で 4 k m位離れている。周囲を山林に囲まれております。昭和 60 年頃までは、畑作として利用していたが、機械も入らず、日照も悪く、道路の幅員も狭いなど耕作条件も悪いため、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現在のままの利用となり、特に資金は必要としないため問題ないと判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現在のままの利用であり、工期については特に問題ないと思われれます。計画の妥当性は、畑 1 筆△㎡を、山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有

無としては、申請地を、山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、地下浸透とします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6ページに記載してあります、給排水計画であります、給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透である。雑排水・汚水排出予定はありません。20ページに配置図、排水計画図が記載してあります。21ページに追認でありますので、始末書が提出されております。19ページに現在の写真を載せてあります。ご確認ください。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。4条山林申請でした。担当4番委員説明をお願いいたします。

4番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。  
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしです。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、④番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、22ページをご覧ください。議案第19号受付番号④番〇〇 〇〇。

議案書22ページを確認ください。農地の区分といたしましては、第2種農地と判断しております。場所につきましては、25ページに載せております。面積が△㎡であります。転用目的として、役場より直線で10km位離れている。申請者は熊本地震により農業用倉庫が被害に遭い、建替えが必要となり、今回

農地法第4条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用としては、自己資金及び震災復旧対策経営体育成支援事業補助金にて対応する計画であり、残高証明書等により事業に必要な資金を有していると判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用行為の妨げとなるものは存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成29年4月25日から平成29年9月30日までの計画で、遅滞なく供することに問題はありません。計画の妥当性は、畑1筆△㎡を農業用倉庫にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を農業用倉庫へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。23 ページに記載してあります、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、砂利敷設により浸透、あるいは直接道路側溝へ放流予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。24 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。26 ページに現在の写真を載せてあります。ご確認ください。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。4条農業用倉庫の申請でした。担当4番委員説明をお願いいたします。

4番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議長 意見等もないようですので、異議なしとします。  
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。  
はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、⑥番の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、実質審査表に基づき説明いたします。27 ページをご覧ください。受付番号⑤番〇〇〇〇。農地の区分といたしましては、第3種農地と判断しております。場所につきましては、29 ページに載せております。この場所が、申請地であります。面積が△㎡であります。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第2種低層住居専用地域）に定められた農地である。

転用目的として、役場より直線で1.5km位離れている。東・南・北側を道路、西側を宅地に囲まれた畑地の一角です。申請人は、地元の生活改善センター来訪者の駐車場として地元住民から要望があったため、今回、農地法第4条申請に至った。周辺は担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。借入金にて対応する計画で、貸付証明書により必要な資金を有していると判断いたします。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成29年5月1日から平成29年5月31日までの計画で特に問題ないと思われれます。計画面積の妥当性は、畑1筆△㎡の敷地を貸駐車場にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6 ページに記載してあります、給排水計画ではありますが、給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、砂利敷設により浸透、あるいは直接

道路側溝へ放流予定であります。雑排水・汚水排出予定はありません。30 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。31 ページに現在の写真を載せてあります。ご確認ください。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。貸駐車場の申請でした。担当委員 12 番委員説明をお願いいたします。

12 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 20 号提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条は、3 件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇字〇〇〇 地番 △△ 地目 畑  
面積△㎡

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地△  
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地△  
〇〇〇 〇〇

理由 5 条許可所有権移転 転用目的 貸資材置場。

②物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△△

地目 畑 面積 △㎡

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番地△

〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地〇〇〇〇△号  
〇〇 〇〇・〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 個人住宅です。  
③物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番△△ 地目畑  
面積△m<sup>2</sup>。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地  
〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地〇〇〇〇△号  
〇〇 〇〇・〇〇 〇〇

理由 5条使用貸借県設定 転用目的 個人住宅です。

以上農地法第5条所有権移転及び5条賃借権設定合計3件です。

議 長

はい、ありがとうございました。3件4筆です。では、①番  
の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第35号受付番号①番 〇〇〇 〇〇

場所に関しては、36ページをご覧ください。国道445号線から〇〇橋を渡り〇〇〇がございませう。ここを通り過ぎて集落の入口になります。立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第2種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地で第2種農地にあたると判断いたしました。面積につきましては、△m<sup>2</sup>であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で3km位離れた東・南側を道路、北側を畑、西側を宅地に囲まれた農地である。申請人は、建設業を営んでおりますが、事業所が近く、また、周囲には農地の広がりもないということで今回の土地を選び、地権者と交渉したところ、話が進み、資材置場不足の解消ということから、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の

有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年4月25日から平成29年7月31日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、畑1筆、△㎡を貸資材置場にする計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸資材置場に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給水計画につきましては、貸資材置場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで、自然浸透の計画であります。37ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。今回、追認でありますので始末書が提出されております。確認してください。現状の写真は39ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議長 はい、ありがとうございます。貸資材置場への転用でございます。担当の8番委員お願いいたします。

8番 はい、事務局の説明のとおりです。実際に現地確認いたしました。周囲の同意も取っており何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、耕作していないようですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員  
議長 意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当といたします。続きまして、②の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、40ページをご覧ください。議案第20号受付番号②番〇〇〇・〇〇〇〇。受付番号③番同じ物件でありますのでまとめを行います。

申請地の場所といたしましては、42 ページに記載しております。〇〇〇〇の隣になります。以前、非農地申請があったところでもあります。数名の農業委員さんも確認されている場所でもあります。立地基準といたしまして、第2種農地として考えております。面積といたしましては、△m<sup>2</sup>、△m<sup>2</sup>足して、△m<sup>2</sup>であります。申請地は、役場より5kmほど離れた東・南側を農地、西側を宅地、北側を町道に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、御船町内の貸家に住んでいますが、結婚後、子供の成長とともに現在の借家では手狭になり、また、申請地は祖父の居宅にも近く、お互いに面倒を見てもらえる環境ということでもあるため、個人住宅建築を計画し、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン仮審査終了のお知らせにより事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は、平成29年5月10日から転用事業に着手し、平成30年1月31日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、畑2筆△m<sup>2</sup>、個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、地下水より取水。雨水に関しましては、宅内浸透柵設置にて対応する計画、生活雑排水・汚水については、合併浄化槽を経由して町道側溝へ放流する計画であります。41 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は44 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしま

しては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員、16 番委員説明をお願いいたします。

16 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。②番の件につきましては、非農地として申請があった箇所であります。事務局の説明通りであります。この件に関しては、何ら問題はございません。審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 21 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、48 ページをご覧ください。

議案第 21 号

農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 29 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。  
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分です。49 ページに今月の新規分は、今月新規利用権設定が、田の合計が 29,281 m<sup>2</sup>畑は、0 m<sup>2</sup>です。計 29,281 m<sup>2</sup>です。次の 50 ページをご覧ください。こちらは、再設定分を掲載しております。田の合計は、10,936 m<sup>2</sup>です。畑の合計は、2,141 m<sup>2</sup>計 13,077 m<sup>2</sup>です。51 ページをご覧ください。農業公社を通しての所有権移転であります。今回は 1 件であります。田の 2,046 m<sup>2</sup>であります。畑等はございませんので計 2,046 m<sup>2</sup>であります。次の 52 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成 29 年 4 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 4 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。利用権での田の累計は 152,412 m<sup>2</sup>畑

の累計は21,466㎡。田畑合計で173,878㎡となっております。所有権移転に関しましては、田12,227㎡となっております。畑はございませんので累計は、12,227㎡です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長 ございませんか。 それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第22号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、54ページをご覧ください。

議案第22号 平成28年度農業委員会事業実績報告及び平成29年度事業計画（案）について承認を求める。

平成29年4月10日提出 御船町農業委員会。

55ページに平成28年度事業経過報告を記載しております。平成27年度と比較して、変更等はございません。農地利用の推進というところで、146件ございました。農地中間管理機構を活用した賃借は1件ございました。中間管理機構の特例事業が6件ございました。

担い手の育成支援ということで、新規就農希望者の相談が1件あっております。農林企画係と連携を行う取り組みであります。農業者年金の推進ということで、新規に1名加入がありました。経営移譲の相談としては、通年行っております。農協とタイアップして行っております。農業委員さんに置かれましても、加入推進も協力お願いいたします。

全国農業新聞の普及ということで、購読者84名で新規1名でした。

農地利用状況意向調査8月・11月実施してあります。A分類の農地として515筆面積229,800㎡でありました。

非農地通知に関しては委員の皆さんに現地確認していただきました分であります。75筆41,791.82㎡になりました。ただ、残念なところがあります。農家台帳としては、農地から落としてはいるのですが、申請人がなかなか法務局に手続きへ行かれない方が、いらっしゃる様であります。申請者と会う機会があれば、進めてください。お願いいたします。耕作放棄地の解消

として、県1名、国1名、あっせんが、14筆16,667㎡となっております。56ページは、平成28年度事業実績となります。57・58ページは、平成29年度基本計画であります。ほぼ前年度と変わりはありません。非農地通知に関しては、本年度も申請が多数出てきております。係内で話した結果、通年で見ていった方が良くはないかと判断いたしました。ご理解ください。筆数が多くなると処理が間に合わない状況となります。ご協力お願いいたします。

総会日程表を机上配布しておりますが、この1年間は、日程表通り行います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事業計画案でした。この件につきましてどなたか質問等はありませんか。

20番 はい、非農地通知についてですが、通知書だけ送付しているのですか。

事務局 はい、雛形・手続きの流れ・対応方法一式送付しております。これまでして、手続きに行かれません。

議長 はい、ありがとうございます。これまでしても、手続きにいかれないのは、本人次第でありますね。他にはありませんか。29年度計画案について、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、報告第7号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、59ページをご覧ください。

報告第7号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成29年4月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。今月は、2件の耕作証明書を発行しております。耕作証明書の内容としては、60・61ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。議案審議は以上です。他に何かありませんか。では、その他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、机上配布しております。非農地証明願がございます、ご覧ください。

申請者は、〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地 〇〇 〇〇  
昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており、農地法第 2  
条に規定する農地でないことを証明願います。

土地の所在 御船町 大字〇〇 字〇 地番△ 面積△m<sup>2</sup>  
所有者 〇〇 〇〇 地目は現在畑となっております。場所につ  
きましては〇〇〇の集落の中です。自宅の敷地内に畑があり  
宅地に畑が存在しているので農業委員会で検討してください  
ということです。現地の写真を掲載しております。ご確認ください。  
宅地の一部といった状況でした。農業委員さんと現地確認  
には行っております。非農地証明が出せるかどうかを審議い  
ただけませんか。

議 長 はい、ありがとうございます。この地区担当は、13 番委員  
お願いいたします。

13 番 はい、現地確認に参りました。この件につきましては、何ら問  
題はないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたし  
ます。 以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、意見は  
ございませんか。 無いようですので、この件につきまして  
承認される方の挙手をお願いいたします。 はい、ありが  
うございました。全委員賛成で、承認いたします。

事務局 平成 28 年度農業委員会 会計報告  
収入 1,673,797－支出 398,245＝繰越 1,275,552  
となります。 会長より監査を受けて署名をいただいております。  
以上報告いたします。

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

15 番

㊦